

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金 よくある質問

令和4(2022)年11月1日現在

No.	質問	回答
対象期間・対象となる接種等について		
1	対象期間は。	支給対象期間（個別接種を行った期間）は以下のとおりです。 【第5期】 令和4(2022)年2月6日～3月31日 【第6期】 令和4(2022)年4月1日～6月4日 【第7期】 令和4(2022)年6月5日～8月6日 【第8期】 令和4(2022)年8月7日～10月1日 【第9期】 令和4(2022)年10月2日～12月3日 【第10期】 令和4(2022)年12月4日～令和5年(2023年)2月4日 【第11期】 令和5(2023)年2月5日～3月31日 ※病院における取組のうち「50回以上/日の接種を行った場合」に対する支給は、 【第9期】 の11月30日までとなります。
2	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか。	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
3	週150回を4週、さらにその翌週から週100回を4週行った場合には、それぞれの週に対し、支援金が支払われるのか。	お見込みのとおり、お問合せのケースはいずれの週も要件を満たします。
4	週100回以上又は150回以上を4週間以上というのは、連続した4週間ということか。	4週間は、連続している必要はありません。ただし、週100回又は150回を下回る週は、当該の支援金は支給されません。
5	「週100(150)回以上」というのは予約数又は実績のいずれか。	実績となります。
6	結果として予診のみとなった場合は接種回数に含まれるか。	予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。
7	高齢者だけでなく、医療従事者等に対する接種や、巡回接種は接種回数に含まれるか。	○ 対象期間内における接種が補助対象となるため、高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となります。また、個別接種であれば巡回接種も対象となります。 ○ 嘱託医等が高齢者施設等に巡回診療を実施した場合、当該嘱託医が所属する医療機関として、接種回数に含めて算定することが可能です。
8	大規模接種会場や集団接種会場における接種は含まれるか。	含まれません。
9	職域接種は接種回数に含まれるか。	次に該当するものは、接種回数に含まれます。 A 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいいます。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、接種対象者が中小企業の委託する外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合 B 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」といいます。）が、接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学等の委託する外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合 C 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合 D 大学等が接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合 ※B～Dは、文部科学省の「地域貢献の認定」を受けることが必要です。
10	週の考え方は自由に設定してよいか。	週の考え方は、日曜日から土曜日までとしていますので、自由に設定することはできません。
11	（診療所/第6期）4月1日、4月2日の取扱いについて。	4月1日（金）、4月2日（土）を独立した1週とするか、4月1日（金）から4月9日（土）までの9日間を1週とするか、医療機関で選択することが可能です。実績報告書も2種類ございます。
【病院のみ】特別な接種体制の確保について		
1	病院が特別な接種体制を確保した場合、とはどのようなものか。	「特別な接種体制」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、病院自体の増員を図っていなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。

2	特別な接種体制における「看護師等」には、どのような職種が含まれるのか。	受付業務や接種者の補助の役割など、特別な接種体制に従事した方（薬剤師や事務職員等）も含まれます（職種は限定しておりません）。
3	医師及び看護師等の1人1時間当たりの考えについて、ワクチン接種のための準備や後始末の時間も含まれるか。	○ ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備・後始末・VRS登録を行った者の実働時間については対象となります。 ○ なお、休憩時間は含めません。
4	提出資料の「特別な接種体制」が分かる書類とは、具体的にどのようなものか。	一例として、以下のような資料が考えられます。 ・役割分担（受付・予診・接種・経過観察等）が分かる資料 ・勤務シフト表・会場レイアウト 等 ※ホームページに掲載した「特別体制の勤務時間報告書の参考フォーム」をご活用ください。

協力金の請求方法等について

1	請求書等の書類はどこで手に入るのか。	○ 特設サイトからダウンロードの上、御使用ください。 請求書（様式3）及び実績報告書（様式2）については、診療所用と病院用で分かれていますので、御留意願います。 ○ 紙媒体の請求書等の配布を御希望の場合は、相談・申請窓口へお問い合わせください。
2	請求書等の提出方法は。	○ 日本郵便による追跡可能（簡易書留やレターパック等）な方法で郵送願います。 ※感染拡大防止の観点から、対面による相談・提出は行っておりません。
3	「（様式2）新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書」に印を押すことになっているが、代表者印でよいのか。	医療機関の代表者印を押印願います。
4	ワクチン接種実績の根拠となる書類の提出は必要か。	○ 原則として、請求書、実績報告書、特別な接種体制の説明資料（該当する場合）で審査いたします。（必要に応じて、ワクチン接種記録システム（VRS）との照合を行う場合があります。） ○ 申請をいただいた後、接種実績等の確認のためお問い合わせする場合がありますので、各医療機関で根拠となる資料の保管をお願いいたします。また、必要に応じて後日書類の提出をお願いすることもありますので、御了承願います。 ○ 本協力金に関する書類（予診票の写し等）は、事業終了年度から5年間（令和10(2028)年3月まで）保管をお願いいたします。
5	実績数が誤っていたので修正したい。	まずは相談・申請窓口にご連絡ください。

その他

1	令和4年度の10月以降の接種について、本協力金の支給を行いますか。	厚生労働省から実施要綱が発表されましたら特設サイト等で詳細を掲載します。なお、支給要件が変更される見込みとなっております。
2	60歳以上の方などを対象とした4回目接種について、本協力金の対象となりますか。	支給対象となります。

「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」について ※第9期接種分から追加要件

1	「時間外、夜間または休日」はどのような日が該当しますか。	時間外：医療機関の標榜する診療時間以外の時間 夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない） 休日：土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。 ※1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。 ※土曜日については、医療機関の標榜する診療日であっても、個別接種促進事業については休日として取り扱って差し支えありません。 ※ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することとなった場合は支給対象に該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っていただく必要があります。
2	昼休みの時間帯に接種を行った場合は「時間外」になりますか。	診療時間として標榜している時間以外であれば「時間外」として取り扱って差し支えありません。 例えば、診療時間を午前中9:00～12:00、午後14:00～17:00と標榜している医療機関であれば、0:00～9:00、12:00～14:00、17:00～18:00が時間外となります。（18:00以降は「夜間」となります。）

3	「往診」と標榜し、外来診療は受け付けていない時間帯に行った接種は、「時間外」になりますか	「時間外」にはなりません。 例えば、標榜する診療時間を（往診）14:00～17:00 としている場合は、14:00～17:00 は「時間外」にはなりません。
4	時間外、夜間または休日に接種する人数に指定はありますか。	接種人数に指定はありません。
5	50回以上/日の支援を受けるためには、全員を時間外、夜間または休日に接種しなければいけませんか。	全員を時間外、夜間、または休日に接種する必要はありません。 例えば、診療時間内に40人、時間外に10人、計50人に接種した場合は支援の対象となります。
6	申請書類のうち、「時間外に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	時間外の接種予約を受け入れていることが分かる資料を提出してください。 ※市町村や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、医療機関内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「時間外の接種予約可能な時間が明記された資料」 ※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。 請求書（様式3）の所定欄に診療時間（日曜～土曜）を記入してください。
7	申請書類のうち、「夜間に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	夜間の接種予約を受け入れていることが分かる資料を提出してください。 ※市町村や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、医療機関内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「夜間の接種予約可能な時間が明記された資料」 ※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。
8	申請書類のうち、「休日に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	書類の提出は不要ですが、VRS（ワクチン接種記録システム）に接種記録を入力してください。VRSの入力状況を確認いたします。
「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」について（自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合）について※第9期接種分から追加要件		
1	申請書類のうち、「時間外、夜間または休日に自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った」ことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	時間外、夜間または休日に医療機関で接種体制を用意する代わりに、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合は、「1日50回以上の接種を行ったその日」や「週100(150)回以上の接種を行った週のうち少なくとも1日」において、時間外、夜間または休日に医療従事者派遣を行ったこと分かる書類を提出してください。 ※各市町村等との契約書などで「派遣を行った日時が明記された資料」